

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、58歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

事業承継と生命保険の基本

生命保険の3つのメリット

こんにちは、山口大介です。桜咲く春がやってきました。今回は、生命保険を相続・事業承継に活用する方法を紹介します。経営者を被保険者、後継者などの子どもを受取人にした生命保険(個人契約)に加入すると、経営者が亡くなった時、子どもは死亡保険金を受け取ることができます。生命保険の活用は、相続・事業承継の有効な選択肢の1つですが、どのようなメリットがあるのでしょうか。

メリットの1つ目は、死亡保険金を法定相続人が受け取った場合、相続税の基礎控除とは別に「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があること。保険金として受け取ることで、相続財産を一定額まで非課税で移転できます。2つ目は、受取人を指定できること。保険金は受取人固有の財産とされ、遺産分割の対象にはなりません。自社株式など、分割しづらい相続財産が多い場合、後継者である相続人を死亡保険金の受取人とし、後継者は他の相続人に、受け取った保険金を利用して現金を渡します。これを代償分割と言います。そして3つ目が、保険金は早期に現金化できること。相続税の納税資金や、葬儀費、当面の生活資金等を確保できます。

多様な効果がある法人契約

経営者の生命保険の選択には、個人契約の他に、会社が生命保険に加入する「法人契約」もあります。

例えば、経営者を被保険者とし、会社が生命保険に加入する契約を考えてみましょう。経営者が亡くなった時、会社は死亡保険金を原資として、遺族に死亡退職金や弔慰金を支払うことができます。これにより遺族は、相続税の支払いなど、事業承継を円滑に進めることが可能になります(遺族が死亡退職金を受け取ると、死亡保険金と同様、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります)。

また見逃せないのが、死亡退職金の支払いによって、会社の純資産が減ることです。自社株式の評価額を低くする効果も期待できます。法人契約では、支払保険料の一部が損金算入できることも、メリットの1つとして覚えておきましょう。

ただし、生命保険も万能ではないことには注意が必要です。過大な保障契約を結ぶのは賢明ではありませんし、ご自身のプランに適した種類を選ぶことが重要なのは言うまでもありません。実際の加入に当たっては、専門家に相談することをお勧めします。

M

■ 表1/生命保険のメリット

- 1 非課税枠がある。
(500万円×法定相続人の数)
- 2 受取人を指定でき、保険金は遺産分割の対象にならない。
- 3 現金で受け取れるので、様々な用途に活用できる。

■ 表2/生命保険の活用例

契約	活用例	メリット
個人契約の死亡保険	契約者・被保険者=現経営者 受取人=子ども → 死亡保険金を受け取る。 → 納税資金としても活用できる。	受け取った保険金は一定額まで非課税。
法人契約の死亡保険	契約者=会社 被保険者=現経営者 受取人=会社 → 死亡保険金を原資に、会社から遺族に死亡退職金を支払うなど。	保険料の一部は損金算入ができる。受け取った死亡退職金は一定額まで非課税。

*契約者=保険料負担者、被保険者=保険の対象となる人